

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策
および手続きに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、震災時等における消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書の規定による危険物の仮貯蔵・仮取扱いの実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用等)

第2条 この要綱に規定する危険物の仮貯蔵・仮取扱いは、震災等により市内の広範囲な地域に甚大な被害が及び、市域または区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合またはこれと同等以上の被害であると認められた場合であって、この要綱に定める危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の手続きを行う必要があると消防長が認めた場合に適用するものとする。

2 前項の規定による危険物の仮貯蔵・仮取扱いの手続きの解除は、消防長が通知するものとする。

(危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策)

第3条 この要綱に規定する危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）における危険物の仮貯蔵・仮取扱いを教訓とし、次の各号に掲げる形態の安全対策を主として定めるものとする。

- (1) ドラム缶等による燃料の貯蔵および取扱いに関する事項
- (2) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取りに関する事項
- (3) 移動タンク貯蔵所等からの給油または注油等に関する事項
- (4) 可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所に接続して行う給油等に関する事項

(危険物の仮貯蔵・仮取扱いに関する実施計画等)

第4条 消防長は、震災時等において危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行う

ことが想定される電気関係業者，建設業者，製造業者，石油関係業者および官公庁等（以下「計画事業者等」という。）に対し，震災時等に円滑な危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うため，別表に規定する安全対策および必要な資機材等の準備方法の具体的な実施計画ならびに事務手続きについて事前に協議し，震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（別記第1号様式。以下「実施計画書」という。）を提出するように指導するものとする。

- 2 消防長は，計画事業者等から実施計画書を提出させるときは，関係資料（実施予定場所の案内図，配置図および敷地見取図）を添えて正副2部を提出させるものとする。
- 3 消防長は，実施計画書および関係資料（以下「実施計画書等」という。）を受理したときは，震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い関係記録票（別記第2号様式）に必要事項を記録するとともに，計画事業者等に副本を返付して適正に保管させるものとする。
- 4 消防長は，震災時等において計画事業者等から危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請があったときに，速やかに承認できるよう実施計画書等を適正に保管しなければならない。
- 5 計画事業者等は，その後の事情により実施計画書等の内容を変更または取下げるときは，実施計画書（変更・取下げ）を提出するものとする。なお，実施計画書等の内容を変更するときは，第1項から前項までに掲げる手続きを行うものとする。

（危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請等）

第5条 前条の規定による実施計画書等に基づき危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行おうとする事業者等（以下「実施事業者等」という。）は，消防長に対して電話等により承認申請することができるものとする。

- 2 消防長は，前項の申請があったときは，提出された実施計画書の内容と照合するものとし，相違ないことを確認したときは，速やかに実施事業者等に対して口頭により承認するものとする。
- 3 消防長は，前項の承認後において，できる限り速やかに現場調査を実施し，安全確認および必要に応じて安全対策に関して指導するものとする。

とする。

- 4 消防長は、実施事業者等に対して、来庁等が可能となった場合には、速やかに函館市危険物規制規則（平成16年函館市規則第9号。以下「規則」という。）第2条第1項の規定による危険物仮貯蔵（仮取扱）承認申請書（以下「申請書」という。）を2部提出させ、同条第2項の規定により危険物仮貯蔵（仮取扱）承認書（以下「承認書」という。）を交付するものとする。
- 5 消防長は、第1項から前項までの処理経過および必要な事項を震災時等における危険物仮貯蔵・仮取扱い関係記録票に記録するものとする。
- 6 消防長は、第4項の申請書に実施計画書および震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い関係整理簿（別記第3号様式）を添付して保存するものとする。

（実施計画書が提出されていない危険物の仮貯蔵・仮取扱いの処理）

第6条 消防長は、実施計画書等を作成していない者（実施計画書等と内容が異なる危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行おうとする計画事業者等を含む。）から、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請を電話等でされたときは、原則として、規則第2条第1項の規定に基づく申請書を提出させるものとする。ただし、危険物の仮貯蔵・仮取扱いが、第3条各号のいずれかの形態または危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認に関する通常業務で安全対策が定型化されているものは、次によることができるものとする。

- (1) 現場調査を速やかに実施し、必要に応じて安全対策を指導すること。
- (2) 申請書および実施計画書等（2部）による申請を指導すること。
- (3) 前号の申請がなされた時点で内容を審査し、速やかに口頭による承認を行い、危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認期間後において承認書を交付すること。
- (4) 前条第5項および第6項の規定は、前号の規定による承認について準用する。

(消防長の承認を受けていない危険物の貯蔵・取扱いの処理)

第7条 消防長は、この要綱に基づく申請および承認を受けることなく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが行われていることを覚知したときは、速やかに現場調査および安全対策の指導を行うものとし、安全が確保されると認められる場合は、申請書および実施計画書等(2部)による申請を指導するものとする。

2 消防長は、前項の申請がなされた時点で内容を審査し、口頭による承認を行い、危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認期間後において承認書を交付するものとする。

3 第5条第5項および第6項の規定は、前項の規定による承認について準用する。

(製造所等での臨時的な危険物の貯蔵・取扱い等)

第8条 消防長は、製造所等(危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第4条第1項の製造所等をいう。以下同じ。)の許可以外の臨時的な危険物の貯蔵・取扱いや利用方法が全く異なる設備等の利用(設備等が故障したときに備えて準備された代替機器の使用、停電時における非常用電源または手動機器の活用等)が想定される製造所等の所有者、管理者または占有者(以下「所有者等」という。)に対して、あらかじめ具体的に計画するよう指導するものとする。

また、この場合において、製造所等の位置、構造および設備の変更が伴う場合は、製造所等の所有者等に対して、変更許可に係る申請または危険物製造所等軽微変更工事届出書を届出させるものとし、臨時的な代替機器等に関する位置、構造および設備に関して、製造所等の許可内容に内包するものとする。

2 前項の場合において、予防規程を定めなければならない製造所等については、業務継続の観点から発災時の緊急対応、製造所等の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順、定期的な従業員に対する教育および対応訓練等に関する事項を予防規程およびこれに基づくマニュアル等に規定するよう指導するものとする。

(仮貯蔵・仮取扱いの繰り返しの承認)

第9条 消防長は、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いが繰り返し行われる場合の承認は、特に必要と認められる場合とし、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) その都度、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請を行わせること。
- (2) 定期的に安全確保のための現場調査を行うこと。また、承認期間内であっても仮貯蔵・仮取扱いを行う必要がなくなった場合は、速やかに危険物を除去するよう指導すること。
- (3) 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの繰り返しの承認は、原則として2回までとすること。

(仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の免除措置等)

第10条 消防長は、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料について、申請目的や災害状況等を踏まえ、免除措置を適用することが望ましいと判断したときは、次の各号に掲げる事項に留意して処理するものとする。

- (1) 申請書の提出時等にあわせて危険物の仮貯蔵・仮取扱いの手数料免除申請書（別記第4号様式）を提出するように指導すること。
- (2) 前号の手数料の免除の承認は、仮貯蔵・仮取扱いの承認期間後においても危険物の仮貯蔵・仮取扱いの手数料免除承認・不承認決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知すること。
- (3) 第1号の免除申請書の経過欄に免除承認年月日、手数料免除承認・不承認決定通知書の交付日および必要事項を記載することとし、第2号の免除承認・不承認決定通知書の写しとあわせて編纂して適正に保管すること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書
(新規 ・ 変更 ・ 取下げ)

年 月 日

函館市消防長 様

提出者

住所

(法人の場合は、名称および代表者氏名)

氏名

電話番号

| | | | |
|---------------------|------------------|-------------|--|
| 危険物の所有者 | 住所 氏名 電話番号 | | |
| 仮貯蔵・仮取扱い 実施予定場所 | 函館市 町 丁目 番(番地) 号 | | |
| 仮貯蔵・仮取扱いの形態 | | | |
| 危険物の類・品名 および最大数量 | | 指定数量 の倍数 | |
| 担当部署・連絡先 | | | |
| ※受付欄 | ※経過欄 | | |
| | | | |

- 備考 1 この用紙の大きさは、A4とすること。
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名および主たる事務所の所在地を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記第3号様式

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い関係整理簿

| | |
|----------------------|-------|
| 実施計画書整理番号 | 年 No. |
| 実施計画書提出年月日 | 年 月 日 |
| 提出者住所・氏名 | |
| 担当者 | |
| 連絡先・電話番号 | |
| 仮貯蔵等実施予定場所 | |
| 仮貯蔵・仮取扱いの形態 | |
| 危険物の類・品名・最大数量・ 倍数 | |
| 電話等申請年月日 | 年 月 日 |
| 電話等申請者氏名 | |
| 電話等申請取扱者氏名 | |
| 口頭承認年月日 | 年 月 日 |
| 現場調査実施年月日 | 年 月 日 |
| 申請書受理年月日 | 年 月 日 |
| 承認書交付年月日 | 年 月 日 |
| 承認書受理者氏名 | |
| 承認手数料 | |
| 備考 | |

別記第4号様式

危険物の仮貯蔵・仮取扱いの手数料免除申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

申請者

住所

(法人の場合は、名称および代表者氏名)

氏名

電話番号

下記のとおり、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの手数料の免除を受けたいので、申請します。

記

| | |
|------------|------------------|
| 危険物の所有者 | 住所 氏名 電話番号 |
| 仮貯蔵・仮取扱い場所 | 函館市 町 丁目 番(番地) 号 |
| 手数料額 | 円 |
| 申請理由 | |

| ※ 受付欄 | ※ 経過欄 |
|-------|-----------------|
| | 承認年月日 通知書交付日 |

- 備考 1 この用紙の大きさは、A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記第5号様式

危険物の仮貯蔵・仮取扱いの手数料免除承認(不承認)決定通知書

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 様

函 館 市 長

年 月 日付けで申請のありました危険物の仮貯蔵・仮取扱い
の手数料の免除については、次のとおり（承認する・承認しない）ことに決定
したので、通知します。

記

| | |
|------------|------------------|
| 危険物の所有者 | 住所 氏名 電話番号 |
| 仮貯蔵・仮取扱い場所 | 函館市 町 丁目 番（番地） 号 |
| 免除金額 | 円 |
| 承認しない理由 | |

備考 この用紙の大きさは、A4とすること。

別表（第4条関係）

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る安全対策

1 共通事項

| | |
|-------------|---|
| 危険物の取扱場所 | 可能な限り屋外で行うこと。なお、やむを得ず屋内で取扱う場合は、可燃性蒸気が滞留しないよう換気に注意すること。 |
| 保有空地の確保 | 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第16条第1項第4号の規定の例によること。ただし、危険物の貯蔵・取扱い形態から想定される流出危険性および火災危険性が小さい場合は、当該危険性を踏まえた空地の幅とすることができること。また、保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地を確保すること。 |
| 標識等の設置 | 見やすい箇所に標識・掲示板を立て、関係者に注意喚起を行うこと。 |
| 流出防止対策 | 流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定するとともに、危険物の貯蔵・取扱いに大量の危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットの用意や簡易の防油堤を設置する等、必要な流出防止対策を講ずること。 |
| 火気使用の制限 | 保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所での火気使用を禁止すること。 |
| 静電気対策 | <p>ガソリン等の第4類第1石油類は、次によること。</p> <p>危険物容器（ドラム本体、詰め替え容器）および給油に使用するドラムポンプ等のアースを確保すること。</p> <p>静電誘導による帯電を防止するため、危険物の貯蔵・取扱い場所には、可能な限り金属類を置かず、どうしても必要な場合には、当該金属類も確実にアースまたはボンディング（導体同士を電線で接続すること）を確保すること。</p> <p>絶縁性素材の用具は極力使用しないこと（遮光や防風にもビニール等帯電しやすい素材を用いることを避けること）。</p> <p>危険物を取扱う作業者は、静電安全靴の着用等静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後には必ずアースされている金属等に触れて危険物の取扱い時における人体の帯電量を小さくしておくこと。</p> <p>作業場所にビニールシート等を敷く場合は、導電性の確保に留意すること。</p> <p>給油・移替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑える（充填の初期最大流速は1 m/s）とともに、高所から危険物を放出してタンク壁面等に危険物が勢いよくぶつかる状況を避け、また充填後しばらく静置すること。</p> <p>第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、または、取扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行うこと。</p> |
| 消火設備 | 取扱う危険物に応じた消火設備（消火器等）を用意すること。 |
| 取扱い場所の管理 | 危険物を取扱う場所は、明確に区分しておくとともに、作業に関係がない者の立ち入りは厳禁であること。 |
| 危険物取扱者の立会い等 | 危険物の取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取扱うか立ち会うこと。 また、危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は、危険物の取扱いに関する有資格者等専門知識を有する者が行うこと。 |

| | |
|-----------------------|--|
| 二次災害の発生防止 | 危険物の流出等の事故が発生した場合や危険物の取扱い作業中における余震等が発生した場合、また避難勧告が発令された場合等の対応について予めマニュアル等を定めておくこと。 |
| 安全対策を講ずるうえで必要な資機材等の準備 | 上記の安全対策を講ずるうえで必要となる資機材等を当該場所以外の場所から調達する必要がある場合は、調達先・調達手順等について予め定めておくこと。 |

2 個別事項（危険物の取扱い形態に着目した特有対策）

| | |
|-----------------------|---|
| ドラム缶等による燃料の貯蔵および取扱い | 屋内において、ドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気を確保すること。 |
| | ガソリン等の第4類第1石油類を、夏場の気温上昇や直射日光等によりドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、または取扱ってはならないこと。 |
| | ドラム缶等からの給油、小分けについては、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、可能な限り屋外で行うこと。また、屋内で行う場合であっても壁2面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で行うこと。特に、ガソリン等の第4類第1石油類の給油・小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。 |
| | 燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所を確保するとともに、取扱い場所の危険物量は可能な限り少なくすること。 |
| | ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合、ガソリンが満タンになった場合に自動的に停止する機能がなく、さらに給油中にガソリンの液面の位置を把握することが困難であることから、過剰給油によりガソリンが給油口から溢れ出てしまうこと危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行うこと。 |
| 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り | 変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するために危険物を抜き取る場合は、仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置すること。 また、危険物の流出量を小さくするために、1カ所の取扱い場所で複数の設備からの抜き取りを同時に行わないこと。 |

| | |
|--|--|
| 移動タンク貯蔵所等からの給油，注油等 | 移動タンク貯蔵所から直接給油または容器への詰め替え（政令第27条第6項第4号イおよびロで認められている取扱いを除く。）を行う場合には，原則としてガソリン以外の危険物とし，特に周囲の安全確保および流出対策として次の事項に留意すること。 |
| | 危険物を取扱う場所を明確に定め，空地の確保や標識の設置等を行うとともに，給油や詰め替えに関係ない者の立ち入りは，厳禁とすること。 |
| | 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておくこと。 |
| | 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は，注入口と注入ホースを緊結すること。ただし，注入される側のタンク容量が1,000リットル未満で，引火点が40度以上の危険物に限り，注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができる。 |
| | ホース等に残った危険物の処理は適切に行うこと。 |
| | 移動タンク貯蔵所から直接給油する形態では，吹きこぼし防止に細心の注意を払うこと。 |
| | 船舶から移動タンク貯蔵所または陸上の施設等に燃料を供給する場合は吹きこぼし防止に細心の注意を払うこと。ただし，船舶からの燃料を供給する場合においては，その前提として，港則法（昭和23年法律第174号）の規定に基づき，危険物を積載した船舶の停泊および危険物の荷卸し等に際して，函館港長の許可を受けた船舶を対象とする必要がある。 |
| | 移動タンク貯蔵所から直接ガソリンを給油する必要に迫られている場合において，二次災害の発生防止が極めて重要であることから，次に掲げる危険性について十分な安全対策を実施し，それぞれに適切な対応が必要であること。 |
| | 給油時の漏れ・あふれ等による流出事故の発生危険性（満量時の自動停止機能や最大吐出量の設定等による，給油時の漏れ・あふれ等の防止等） |
| | 流出事故が発生した場合の火災発生危険性 （万一流出したガソリンや可燃性蒸気が滞留せず，かつ，漏れたガソリンを敷地外に流出させないための傾斜や排水溝，貯留設備による被害拡大の防止等） |
| 火災が発生した場合の人的被害発生危険性 （給油に関係ない者の立ち入りの管理，および給油場所での給油希望者の行列などによる多数の利用者の集中への対策等） | |
| 火災が発生した場合の周囲への延焼拡大危険性 （防火塀，隔壁等による周辺建物の損壊等による延焼拡大危険性の増大への対策等） | |

| | |
|-------------------------------------|---|
| 可搬式の給油設備を 移動タンク貯蔵所に 接続して行う給油等 | 給油設備は、危険物の規制に関する規則第 25 条の 2（固定給油設備等の構造）の規定に準ずる構造のものとする事。 |
| | 給油設備および架台は、地震動、風圧等に対して十分な安全対策を有するものとする事。 また、架台には車両の衝突を防止するためのポール等を設ける事。 |
| | 移動タンク貯蔵所 1 台につき、貯蔵する危険物はガソリン、灯油または軽油のいずれか 1 油種とする事。 また、危険物の取扱い作業後において、移動タンク貯蔵所の注油ホースおよび給油設備内の危険物を携行缶に排出する際の吸気に供するため、移動タンク貯蔵所のタンク室の 1 つは空室にしておく事。 |
| | 危険物の取扱い作業の前後に点検を行い、その結果を記録し、保管する。なお、危険物の取扱い作業前の点検の際には、上記に掲げる移動タンク貯蔵所における危険物の積載状況についても確認すること。 |
| | 給油業務を行う時間帯は、危険物の取扱い作業の有無を問わず、作業員が常駐し監視すること。 |
| | 夜間等、給油作業が終了した後は、移動タンク貯蔵所を常置場所等に移動させる事。 |